



広報おんが

9月号 No.215

発行 昭和53年9月10日

発行所 遠賀町役場庶務課

印刷 冷牟田印刷合資会社



だれが踊りよるかすぐわかるばい

(ナイター照明の下で盆踊り大会)

人のうごき (7月の住民基)

人口	12,391人(+35)
男	5,994人(+16)
女	6,397人(+19)
世帯数	3,461戸(+16)

()内は前月比

9月の書簡用語
初秋、新秋、早秋、新涼
秋色、秋気、涼風、清涼

花暦 ふよう(繊細な美)
誕生石 サファイア(慈愛)

20日	秋分の日
15日	彼岸入
10日	敬老の日
1日	目の愛護デー
1日	二百十日

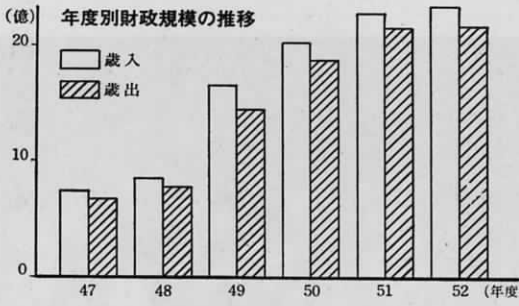
長月(ながつき)
夜長月をつめたもの

9月のこよみ



遠賀町財政事情の公表(上)

▷▷▷▷ 昭和52年度決算見込額の概況 ◁◁◁◁



昭和52年度の当初予算額は、十五億八千三百一十四千円でした。

昭和52年度 一般会計の概況

一方、昭和52年度遠賀町の決算見込額ができましたので、その内容をお知らせいたしますと共に、町政に対するご認識を深めていただきたいと思います。

財政事情の公表にあたって

昭和52年度は、円高不況による経済の停滞により、地方財政も全般的にきびしい年でした。

この不況から脱出しようと、種々施策がとられていますが、客観情勢はいまだに十分とはいえず、一日も早い経済の回復を願っているところです。

が、その後補助事業等の決定や単独事業の施行等により、最終予算額は、二十一億八千八百八十三万五千円となりました。

これに対し決算額は、歳入二十三億五千八百九十二万九千九百円、歳出二十一億九千二百五十一万九千九百円となりまして、また翌年度へ事業に付随した繰越はなく実質収支額は一億六千六百四十一万円となっております。

収入の状況

歳入総額は二十三億五千八百九十二万九千九百円です。

十二万九千円で、前年に比べると0.4%の減となっております。

内訳は別表のとおりですが、収入全体のなかで地方交付税の比率が20.7%と最も高く、次いで国庫支出金(20.3%)、町税(14.9%)の順になっております。

収入のなかで前年度に比べて減額になった費目は、県支出金(47.8%減)、町債、繰入金、国庫支出金、諸収入となっております。収入増としては、給食センター開設に伴い分担金及び負担金が大巾に増加し、他に町税、地方交付税等が前年に比べて増収しております。

支出の状況

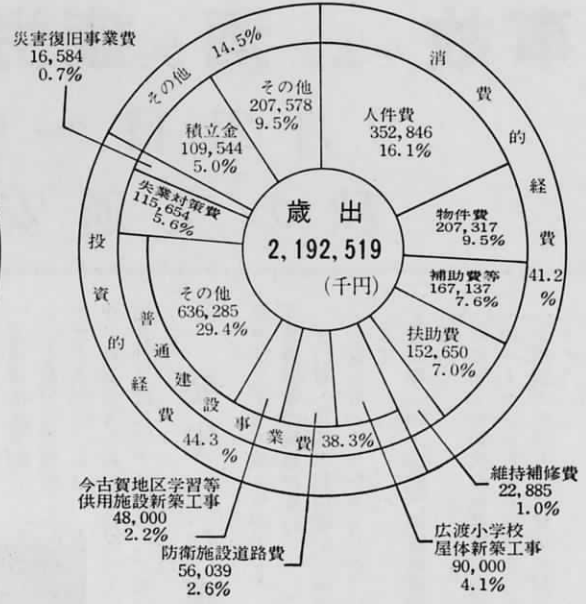
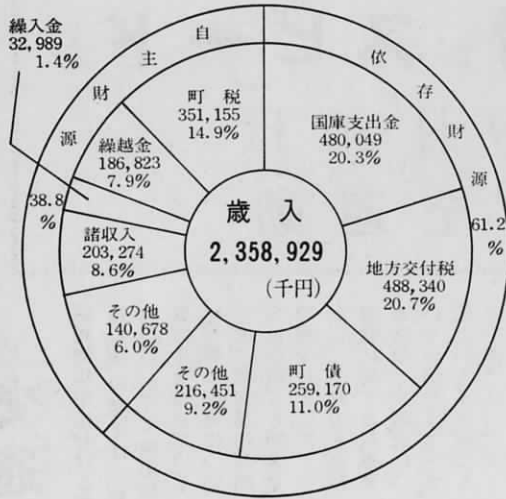
歳出総額二十一億九千二百五十一万九千九百円で、前年に比べて0.5%の増加となっております。

これを大別すると消費的経費と投資的経費及びその他に分類することができ、各々の支出構成比は別表のとおりとなっております。前年度より顕著に増えた費目は、公債費(39.1%増)を筆頭に、積立金、物件費(小学校給食センター開設による)等となっております。

昭和52年度一般会計収入状況表

費目	決算額 (千円)	対前年度増減額 (千円)	構成比 %
1 町 税	351,155	65,336	14.9
2 自動車重量譲与税	16,892	2,399	0.7
3 娯楽施設利用税交付金	23,778	2,238	1.0
4 自動車取得税交付金	17,120	856	0.7
5 地方交付税	488,340	60,189	20.7
6 交通安全対策特別交付金	1,642	190	0.1
7 分担金及び負担金	60,513	46,210	2.6
8 使用料及び手数料	4,818	784	0.2
9 国庫支出金	480,049	△33,803	20.3
10 県支出金	96,506	△88,264	4.1
11 財産収入	53,511	32,243	2.3
12 寄附金	82,349	70,549	3.5
13 繰入金	32,989	△30,611	1.4
14 繰越金	186,823	75,461	7.9
15 諸収入	203,274	△24,634	8.6
16 町債	259,170	△187,630	11.0
歳入合計	2,358,929	△8,487	100.0

たばこは町内で買ひましよう



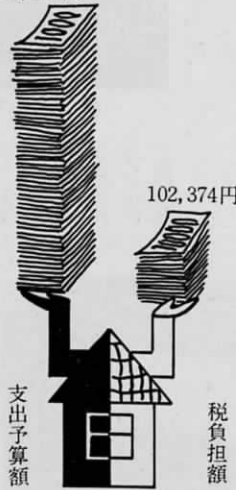
一般会計住民負担の状況

619,454円 ▶ 一世帯当たり ◀

昭和52年度一般会計支出状況表

性質別支出状況表

区分	決算額 (千円)	構成比 %
人件費	352,846	16.1
物件費	207,317	9.5
維持補修費	22,885	1.0
扶助費	152,650	7.0
補助費等	167,137	7.6
公債費	120,215	5.5
積立金	109,544	5.0
投資出費及び貸付金	74,340	3.4
繰出金	13,023	0.6
普通建設事業費	840,324	38.3
災害復旧事業費	16,584	0.7
失業対策事業費	115,654	5.3
合計	2,192,519	100.0



▶ 住民1人当たり ◀



費目	決算額 (千円)	対前年度増減額 (千円)	構成比 %
1 議会費	46,533	8,366	2.1
2 総務費	334,080	77,833	15.2
3 民生費	270,241	51,016	12.3
4 衛生費	76,399	8,683	3.5
5 労働費	115,814	17,313	5.3
6 農林水産業費	113,146	△57,175	5.2
7 商工費	12,120	112	0.5
8 土木費	515,042	34,682	23.5
9 消防費	66,004	11,247	3.0
10 教育費	503,803	△188,052	23.0
11 災害復旧費	16,584	11,545	0.8
12 公債費	120,334	33,937	5.5
13 諸支出金	2,419	2,419	0.1
14 予備費			
歳出合計	2,192,519	11,926	100.0

事故をよぶ酒が疲労がスピードが

9月21日～9月30日

秋の交通安全運動

交通事故の現状

昭和52年中における福岡県での交通事故の発生は、皆さんのご協力のおかげで昭和46年以來6年間減少を続けています。特に死者については、昭和26年の51名に匹敵する26名まで減少しました。しかし、それでも運轉者数に対する死傷者の数は、京都市についてで全国ワースト2位という不名誉なものです。

え、これだけの人が亡くなっているのです。交通事故の発生件数は約2万4千件。傷者にはたつては約3万3千件で、子供を含めた運轉者1人が、1年に2回事故にあい3回ケガをしたのと同じ数



役場横での衝突事故

発生した交通事故を分析すると交通弱者の被害が多い。歩行者・自転車利用者が、死者の29・6パーセントをしめています。

発生した事故の特徴

▽青少年(16～19歳)の事故率が高い
年令別では20代の死者数が全体19パーセントと最も多いのが構成人口当りでは青少年がトップ。

▽悪質違反の死亡率が高い
死者中に占める悪質違反者の割合は、飲酒9・8、速度18・5、追越4・6、歩行者妨害4・2、踏切7・6パーセント。合計死者18人で全体の44・7パーセント。

▽自動車1千台当りの事故率は営業車がトップ
自家用車の6・7倍の事故率。歩行者事故は73・8パーセントが横断中に発生

特に横断歩道を横断中の事故が70件発生し、13人が死亡しています。こんな事故を起す人は、

運轉者としての資格がありません。車どうしの事故の70%が「出合頭衝突」「追突」「右左折時側面衝突」

▽車両単独事故の相手は電柱が多い
これもドライバーの不注意が原因です。

になるほどです。

秋の交通安全運動の重点目標



秋の交通安全運動の重点目標

このような状況の下で、今年も9月21日(木)から9月30日(土)までの10日間、秋の交通安全運動が一斉に実施されます。今回は特に

▽歩行者、自転車利用者、特に子供と老人の交通事故防止

買ひ物途中の主婦、遊びに夢中の子供達、自転車に乗った人(特に子供とお年寄)等は、次にどんな行動をとるかわかりません。注意した上にももう一度注意して、交通弱者を守ってあげましょう。

▽安全運轉管理の充実と、安全運轉の促進
車の整備点検をしていますか。体調の悪い時の運轉、むりな過積載、過労運轉をしてみてください。機械も人間も完調の時に、その機能を十分発揮します。人も車も安全運轉をしましょう。

シートベルト着用

自分の身を守るためです。必ず装着して下さい。最初は少しきゅうくつでもすぐに慣れます。とにかく自分自身を守るためです。

交通安全は、起こした方も起こされた方も一生暗い気持ちです。さなくともなりません。交通事故のない明るい社会をつくるため、秋の交通安全運動に皆さんのご協力をお願いいたします。

▽踏切事故の防止
万一、踏切内でエンストして、どうにもならなくなったら、近くの非常ボタンを押して列車を止めて下さい。少くとも事故だけは防げます。踏切は必ず安全を確認して安全に通過しましょう。

横断は 見るくせ 待つくせ 止まるくせ

1日1円で最高100万円の見舞金 交通共済に加入しましょう

見舞金

最高額が100万円に

1日わずか1円の掛金で、最高100万円の見舞金を受けられるこの交通共済制度は、皆さんからお預かりした掛金で、不幸にして事故にあわれた方々のお役にたてていただくという相互扶助を基本にした共済制度です。

遠賀町では、すでに町の人口の41パーセントにあたる5、290人の方が加入されています。

また、見舞金は昨年1年間で、10件(死亡2、負傷8)二百一十二千円を支払っています。

「交通事故で見舞金を受け取る」などというものは、ないにしろ不幸にして交通事故にあわれたとき、1日1円の交通共済が、少しでもお役にたてたらと、町民の皆さんに加入をお勧めしています

加入の申し込み

9月中旬にピンク色の申し込み用紙がお手元に届きますので、必要事項をご記入の上、掛金とともに

区長さんまでお申し込み下さい。
70歳以上の方は、町で掛金を負担する老人交通共済がありますので、下記の老人交通共済の欄をごらん下さい。

加入資格

遠賀町にお住まいの方、町内に勤務先のある方。

掛金

1人年額三百六十円です。中途から加入されるときは1カ月30円で、加入された月から次の9月までの月数に30円を乗じた額です。

出資金

今年新しく加入される世帯は、一世帯につき百円の出資金が必要です。一度加入されれば次の年から出資金は不要です。

共済期間

毎年10月1日から翌年の9月30日までの1年間です。中途加入の場合は、加入申し込みの翌日から初めて到来する9月30日までです

対象となる事故

自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、馬車、耕運機、汽車、電車、ケーブルカー、空中ケーブル、リフト、昇降機、気動車、エスカレーター、北九州市営渡船による国内での事故で、前記の交通用乗用具により通常運行されるべき場所で発生した交通事故によって、死亡または傷害を受けられた方に対して見舞金を支払います。

但し、次の場合は見舞金の支払いはできません。
▽契約者の故意または重大な過失による事故
▽交通三悪(承知の同乗者を含みます)である飲酒運転、無免許運転、スピード違反による事故
▽地震その他の異常な天災による事故
▽工場の構内や自動車教習所など一般の交通のために開放されていない場所での事故。

見舞金の請求

次の書類と印鑑をお持ちの上、役場庶務課までお下さい。

- ▽交通事故証明
- ▽医師の診断書
- ▽交通共済の領収書(黄色の紙)
- ▽交通事故証明のとれない自転車

老人交通共済制度

遠賀町に住民登録をしている70歳以上の方で、昨年老人交通共済に加入していない方は、加入申請をされるのと無料(町が掛金を全額負担)で老人交通共済に加入することが出来ますので、ぜひ申請をされますようお願い致します。昨年加入されていた方は申し込みの必要はありません。(申請がない場合は70歳以上でも老人交通共済に加入されていません。)

一般交通共済、老人交通共済について不明な点がありましたら、役場庶務課へお問い合わせ下さい。

項をご記入、押印の上、役場までお届け下さい。
一度老人交通共済に加入されると、次の年からは申し込みの必要はありません。
また、加入者には加入時に、加入資格がなくなるまで(転出・死亡等)有効な加入者証を発行しますので、大切に保管して下さい。

での単独転倒等は、役場にありません用紙に、目撃者2人の証明をつけて提出して下さい。

見舞金額 <53年10月1日から適用>

等級	災害の程度	金額
1等級	死亡	100万円
2等級	不具廃疾	100万円
3等級	180日以上医師の治療を要した傷害	16.5万円～3.5万円
4等級	90日以上180日未満の医師の治療を要した傷害	8万円～2.7万円
5等級	30日以上90日未満の医師の治療を要した傷害	3.5万円～2万円
6等級	7日以上30日未満の医師の治療を要した傷害	2万円～1.4万円

- ◎入院をしない場合は各等級の最低額です。
- ◎1、2等級は事故が直接の原因で365日以内に死亡し、又は不具廃疾(労災の2等級相当)になられたときに支払います。

人権の歴史に学び

正しい認識を

部落の歴史と創造へのあゆみ

(4)

差別のおこりと賤民制度

わたしたちの住んでいる日本の土地は、大むかし(数十千年も前ごろ)は大陸と地続きでしたが、今からおよそ一万年ほど前に、四方を海で囲まれた列島として、形づくられたと考えられます。

そのころは、人間が自然の植物や動物をとって生活していた時代で、人びとはお互いに力を合わせて働き、働いて得たものは平等に分配し、自然との闘いの中で生きのびていくことができました。そこには支配したり支配されたりすることはなく、貧富のちがいも、差別もなかったのです。

ところが、今から二千三百年ほど前に、大陸から稲の栽培が伝えられました。米づくりがはじまり農業が開け、道具や技術が進歩するにつれて、生産力は増大し、食

糧の増産をもたらし、社会は大きく変化しました。そして収穫物の分配をめぐる、支配と被支配の関係が生まれ、氏族と氏族が富をめぐって争いあうようになり、支配するものは、支配をつづけるた

めに人間のなかに差別をつくりだしました。

四世紀ごろからはじまった古墳(むかしの豪族の大きな墓)文化時代にとめられた大和朝廷ができたころには、身分のちがいが、はっきりしてきています。

七世紀の中頃(約千三百年前)大化の改新が行われ、日本の国も国家らしい体裁をととのえていき

ましたが、その直後につくられた



大宝律令で、法律によって人間を良民と賤民に分け、貴族・僧侶・神官・農民を良民とし、それ以外の人が賤民とされました。このあたりが、日本における賤民制度のはじまりといわれています。

その後、紀元七一〇年からはじまった奈良時代から平安時代にかけて貴族や社寺などが自分の私有地として荘園をつくりました。荘園で農業を営み、生産力を高め、

収穫物をより多くするするためには、農民を農業に専念させねばなりません。そこで鎌、鋤、竹かごなどの道具をつくる下級技術者や、遠いところにある荘園から生産物を自分の屋敷まで運ぶための運搬人

も必要となりました。或いは、農作がきつい季節には、一種の娯楽でなくさめるために楽師や曲芸師などを置き、こういう仕事を農民以外のいわゆる「散所」の民にさ

せました。いずれにしても、荘園の生産物をより多くし、農民の生産性を高めるために、農民以外の

人達を、賤民として取扱ったといえましよう。これは、近世における封建社会形成後の部落問題をみるときも忘れてはならないことです。しかしここで、はっきりしておかねばならぬことは「これらの賤民制度と今日の部落問題は全然別問題である」ということであります。このことは同和对策審議会

答申でも明らかにされています。こうした散所の民とか、一定の領主をもたず河原に定住した河原者というものは、このころは終生ではなく、ある機会があれば抜け出すことができたといわれます。これは徳川幕藩体制のもとにおける固定された身分制度と全くちがいます。どんな身分の者でも賤民の中にいれれば賤民となり、賤民でも

ぬけ出すことに成功すれば農民や役人にさえなることができたのです。つまり豊臣秀吉のころまでは封建社会の身分というものは一応あっても、かなり流動的で、両親が賤民であっても、子や孫はそれから抜け出す自由が残っていたわけです。(以下次号)

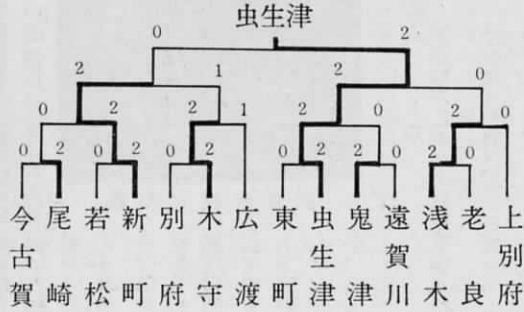
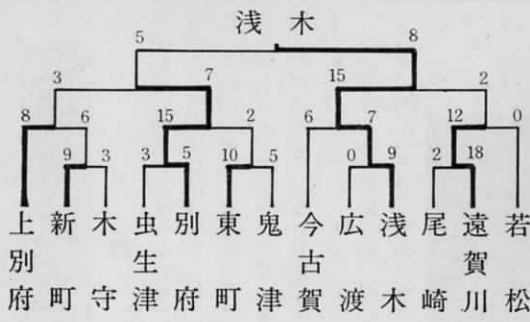
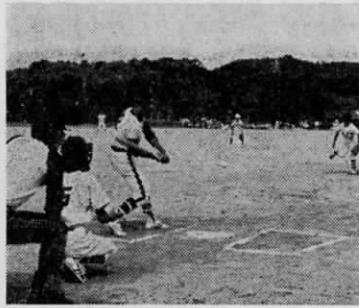
明るく住みよい社会をつくるために

私たちの人権を擁護するため法務局や人権擁護委員連合会では、自由人権思想の普及高揚を図るため、今年には次の三項目を活動の重点目標として各地で活動をしていきます。

- ▽対話によって明るく住みよい社会を作りましょう
 - ▽部落差別をなくしましょう
 - ▽婦人の社位向上
- これらの事項は、私達の日常生活のなかでの実践を通して達成されるものですので、明るく住みよい社会が実現できるよう、みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

遠賀町 少年 球技大会の成績

8月6日、町内の小学生、中学生を対象にした、少年少女球技大会が開催されましたが、バレーボールは虫生津チームが5年連続、少年ソフトボール



ソフトボールは浅木チームが3年連続の優勝を成し遂げました。以下の成績は次の通りです。

ナイター施設の利用について

広渡小学校のナイター施設を、次の通り一般開放します。
 ▽開放日時
 10月1日～10月31日の期間
 午後6時～午後9時30分
 ▽使用申し込み
 9月20日までに教育委員会社会教育課へ。
 ▽使用料
 軟式野球 三千元
 ソフトボール 二千元
 ▽利用者基準
 町内に在住、在勤、在学する者が、成人を含む10人以上の団体を構成していること。
 ▽利用日の決定
 利用申し込み者による話し合いを次の日時に行ない、利用日を決定します。
 ・日時 9月25日(月)
 午後7時30分
 場所 遠賀町中央公民館
 ▽その他
 問い合わせは、教育委員会社会教育課へ(電話③1355516)

町健康づくり推進協議会を結成

昨今の国民の健康状態は誠に憂慮に堪えない状況が国民健康調査の結果からも明らかにとなり、有病率では昭和30年の約4倍、本町もその例外ではなく最近特に成人病を中心とする不健康者が増え、社会生活や医療上新たな問題を生み出しつつあります。こうした状況の下、本年度町重点政策として町民の健康づくり運動を強力に展開することになりました。これに対応して本年7月に遠賀町健康づくり推進協議会が設立され、次の方々が委員として就任されましたのでお知らせします。

なお、健康づくり推進協議会は健康づくりに関与する各種団体で構成し、総合的に健康づくり推進運動を展開する予定ですので、今後共各地区団体毎の推進員の方々を通して、ご相談等があるうと思っておりますので、その節はよろしくお願いたします。

石田 知行	遠賀保健所長
青柳 元成	青柳病院副院長
片山 武司	遠賀中間医師会理事(遠賀町支部長)
枝沢 恵吉	町区長会会長
柴田 開	町区長会副会長
古野 千年	遠賀町公民館分館長
二村クニ子	町体育協会会長・町体育指導委員会会長・郡体育協会会長
石松 君子	町町保健運営委員会会長・町議会議員
小川 初江	町婦人会副会長
織田 静子	町食生活改善推進会長

町誌編纂資料展示会を開催

遠賀町の歴史を後世に残したいという事から、町誌編纂に取り組んで5カ月、皆さんの周辺にある貴重な資料を提供していただき、種々御協力をいただきましたことを感謝し、ここに中間報告として展示会を次のとおり開催しますので、期間中には是非ご覧下さるようお願いいたします。

なお、お手許に町誌の資料になるものがありましたら是非御協力下さいますようお願いいたします

▽展示会日時
 9月23日～9月30日
 毎日午前8時30分より

▽展示場所
 遠賀町中央公民館
 一階ホール

- 54年
- 12月17日 第4回駅伝大会
 - 3月11日 第7回町民走ろう会
- 53年
- 10月10日 第13回町民体育祭
 - 10月15日 子ども相撲大会
 - 10月22日 少年剣道大会
 - 11月19日 第4回男子バレーボール大会

体育行事

これからの

53年

- 10月10日 第13回町民体育祭
- 10月15日 子ども相撲大会
- 10月22日 少年剣道大会
- 11月19日 第4回男子バレーボール大会

遠賀町文学散歩 (九)

白草

めずらしい地名に心をひかれる。道ばたに清導柱を見つけたので、杜の中のお宮を訪う気になった。その途々、ふと白草という意味を考える。考えるというより推理すると言う方が当たっているだろう。古い時代この白草地方は、美しい白砂の浜だったのではなからうか、と思

った。それから出た白草——白草——白草——と。目指す神社はそうしたこと



武重臣村上の墓

を解決してくれるものは見当らなかつたが、常緑樹のよく繁った中にひそかな祠があった。蟬時雨がさんさんと降るひるさがりだった。

そこから少し登ると、右手の崖の夏草の繁った中にひっそりと眠る一つの墓碑がある。碑面には、

菊池肥後守武重臣村上之墓

ただけ彫られた自然石で、このあたりでは産出しないような石である。

消防119コーナー

家庭での防火管理

いざという時、火事の通報や初期消火、避難などを家族が分担して行なえるように各自の役割を決めておき、その計画どおりに実行できるか実際に練習してみましよう。

- ▽役割分担の一例
- 外出時、就寝前の火の元の点検はママがする。
- 火事になった場合、消防署への

昭和53年

住宅統計調査にご協力を

我が国の住宅事情は、年々改善され、住宅の規模も次第に大きくなり、一人当たりの畳数も増加してきました。

しかし都市圏では今もなお人口の集中が続いており、核家族化による世帯数の増加や高い地価などとあいまって住宅の問題は依然として多くの人々にとって切実なものとなっています。

また、日照時間や公共施設など住宅をとりまく環境にもいろいろな問題があり、更に全国的にみて住宅の数は世帯の数を上回り、量的には一世帯一住宅となり、住宅不足の事情は一応緩和されました。

通報はパパがする。
○ボクは、避難するとともに近所の人に大声で知らせる。

○老人や子供は避難しやすい部屋にやすませる。
○老人や子供の避難、誘導はママがする。
○日頃から最低2方向へ避難できるように通路や玄関に物を置かない。

管内火災・救急発生状況 (1月~7月)

町名	種類	
	火災	救急
遠賀	8	153
水巻	11	280
芦屋	11	193
岡垣	12	190
計	42	816

が、世帯員と比べた住宅の広さや住宅の設備など、いわゆる質の面ではまだ必ずしも十分でなく、



住宅統計調査

これをどのように向上させていくかは、将来にわたる国民生活の重要な課題となっています。

今回の住宅統計調査は、このよ
うな住宅の現状と推移をとらえ、住宅建設5カ年計画などの施策の立案に不可欠な資料を提供するため、本年10月1日全国的な規模で行なわれ、全国の約500万の住宅、世帯を対象として、従来から調べてきた世帯員と居住室の使用状況、住宅の環境などに加えて、新たに居住水準をみるための従前の居住地及びその居住状況、住宅取得の状況等についても調べることとなっています。

なお、遠賀町の調査対象地域は、広渡字安丸付近、今古賀字新川の一部、虫生津字池ノ上付近の3カ所となっております。9月24日から調査員が皆様のお宅に調査票の記入をお願いいたしますのでご協力をお願いします。

加入手続は済みましたか

国民健康保険へ

退職等で会社の保険をやめた人
 ・他の市町村で国民健康保険に加入して転入した人
 ・生活保護を受けなくなった人
 ・子供が生まれた人
 こんな人はすぐに役場に届け出をして、国民健康保険の加入手続を済まして下さい。すぐに届け出をしないで、2週間以上遅れて加入手続をされた場合、保険料は前

凶器使用犯罪を追放しましょう

凶器を使った強盗、殺人などの凶悪犯罪が増えていきます。平和で安全な生活を守るため、次の点にご協力下さい。

- ▽けん銃や爆発物、許可を受けていない猟銃や刃物を持っている者を見たり聞いたりしたら、すぐ110番する。
- ▽包丁、ナイフなどの刃物は、人目につかない所に保管する。
- ▽許可を受けた猟銃、空気銃は分解してカギのかかる丈夫な保管庫に保管する。
- ▽使用しない銃、刀剣、刃物は警察に届け出て廃棄する。
- ▽理由なく刃剣、刃物などを携帯、運搬してはいけません。



ご存知ですか

行政相談制度

行政相談制度は、皆さんのために国が設けた制度です。役所の仕

事について、わからない、こうしてほしい、こまった、どうしよう、などのときは行政相談を利用してはいかがですか。

10月15日から1週間は「行政相談週間」が始まります。

この機会にあなたの日頃の悩みや要望を申し出ましょう。相談内容は秘密で、費用はかかりません。遠賀町の行政相談員は広渡の石橋多七さんです。電話は③0223番です。

移動県政相談を受けます

福岡県では、次の日程で移動県政相談、交通事故相談を開設します。

福祉、年金、道路、保健など県政一般に対する意見や要望、苦情、交通事故などの相談に応じますので、お気軽にご利用下さい。

▽日時 9月27日(水) 13時~16時まで
 遠賀町中央公民館

10月1日から金 共同募 共募遠賀町分会



本年も10月1日から全国的に赤い羽根の共同募金運動が行なわれます。合言葉は、「あなたもボランティアに」。お互いのたすけあいにひとりひとりがすすんで参加

していくことが赤い羽根のねがいです。赤い羽根はボランティアのシンボルです。ひとりひとりの善意が集って、大きな輪になるよう、この運動に協力しましょう。



計量器定期検査のお知らせ

計量器を取引上又は証明上に使用する者は計量法で定期的に検査を受けるよう義務付けられており、次のとおりその検査が実施されますので、洩れのないようお知らせします。

▽日時 10時から16時
 昭和53年10月4日(水)

▽場所 遠賀町公民館別館ホール前(郵便局横)

▽検査手数料 六百元以内

※危険物取扱者保安講習会の開催

▽講習期日 10月4、5、6日

▽講習場所 福岡市中央区天神5の1、福岡市民会館ホール

▽申し込みと問い合わせ先 福岡市中央区天神1の1の1、県庁内消防災害課、電話092(781)1111内線5811まで。

▽その他 申し込み用紙は、役場住民課にもあります。

▽指導者 養秀会総本部道場の有志者。

◎昇級、昇段審査が年間数回あり各大会にも出場できます。

▽希望者は直接会場に来られるか左記に問い合わせ下さい。

電話③1570 中井

③12334 (役場内) 半田

※福岡県警察官の募集

詳細は、八幡西区折尾、折尾警察署警務係または各派出所、駐在所までお問い合わせ下さい。

※福岡県職員(中級・初級)採用試験

詳細は、福岡市博多区下川端町2の5、西銀博多ビル内福岡県人事委員会事務局、電話092(291)3067へお問い合わせ下さい。

香典返しのお礼

次の方々から町社会福祉協議会にご寄付をいただきました。心から故人のご冥福をお祈りいたし、厚くお礼申し上げます。

故村田チサト殿 (今古賀) 村田 蓮様

故竹内ウメ殿 (若) 竹内 吾郎様

故石井ケイ殿 (浅木) 石井 初次様

故入江速雄殿 (新町) 入江タツコ様

衛生係から



秋の予防接種

予防接種法により接種、投与の前日から一週間前に役場に印鑑持参のうえ、接種、投与の申込みをし、問診票、注意書を受け取り、接種、投与の当日持参下さい。

問診票を受領されないと予防接種は受けられません。

※ポリオ生ワク(急性灰白髄炎)

▽期日 10月13日(金)

▽時間 受付 13時10分～14時
投与 13時30分～15時

▽場所 遠賀町公民館別館(郵便局横)

▽対象者 3カ月から18カ月の児

▽接種方法

生後3カ月から18カ月の間に6週間以上の間隔をおいて2回投与

▽持参品 問診票・母子手帳

※ジフテリア・百日せき・破傷風(三種混合)

▽期日 9月26日(火)

10月17日(火)

▽時間 11月14日(火)
12月7日(木)
受付 13時10分～14時
接種 13時30分～15時

▽場所 遠賀町公民館別館(郵便局横)

▽対象者 第1期 生後24～48カ月児
第2期 第1期終了後12～18カ月経過の幼児

▽接種方法

第1期 4回の内いづれか3回接種

第2期 4回の内いづれか1回接種

▽持参品 問診票・母子手帳

▽その他 ジフテリア・破傷風(二種混合) ワクチンで実施する事もあります

※乳児相談

▽期日 10月16日(月)

▽時間 10時～11時30分

▽対象者 1歳未満児

▽場所 役場保健室

▽持参品 母子手帳

▽内容 体重、身長等測定、食事等の相談指導

※乳児一斉検診

▽期日 9月29日(金)

▽時間 受付 13時～14時

検査 13時30分～14時30分

▽場所 遠賀町中央公民館(役場横)

▽対象者 1歳未満児

▽持参品 母子手帳

▽その他 乳児のことについてよくわかる保護者が同伴して下さい。

※まず検診ノ元気にみえてもガン年令(胃ガン検診受付)

▽期日 10月19・20日(木・金)

▽時間 9時から(10時30分までに受付を済ませてください)

▽場所 遠賀町中央公民館(役場横)

▽費用 二千五百円(内千五百円を町が補助します)

▽定員 一日当り百名(計二百名)

▽申込み場所 役場厚生課衛生係

▽申込み期限 9月21日から。定員になりしだい締切

申込みは印鑑と千円を添えて直接窓口まで

※母子手帳発行日

▽発行日 毎月第2第4金曜日

▽時間 10時

▽その他 くわしくは「広報おんが」の8月号をごらん下さい。

※毒ヘビ(まむし)の血清があります

役場衛生係では毒ヘビ事故防止のため、まむし用の血清を保管して

います。もし、かまれたら御利用下さい。

ウの汚損事件の逮捕者は取戻入、翌朝四人の計六人となった。

少女、秋田犬にかまれけが

遠賀町

遠賀町でこの1・2年の間、飼

い犬にかまれる事故が多数お

っています。この大半が、狂

病予防注射並びに登録を受け

ずに放し飼いをしているため

のため、きめられたことは守

りましょう。

※秋期狂犬病

予防注射

▽日時と場所

○10月2日(月) 虫生津公民館
10時～11時30分

○10月12日(木) 浅木小学校 13時30分～15時
鳥門小学校 10時～11時30分
役場車庫前 13時30分～15時



○春注射済犬 八百五十円

○その他の犬 千五百円

▽不用犬引取り

10月12日 13時30分～15時

役場車庫前

※無縁墳墓の改葬があります。無縁墳墓の改葬がありますので関係者があれば届出て下さい。

▽所在地 宮崎県日向市大字塩見

宇砥崎987番地18

○名称 砥崎墓地

○届出期限 昭和53年9月20日

○届出先 日向市役所衛生清掃課 日向市本町10番5号

▽所在地 三重県安芸郡芸濃町河内3647の1番地

○名称 無し

○届出期限 昭和53年9月30日

○届出先 芸濃町大字林1977の2番地 落合 学 電話059265・2456

表紙

ナイター照明施設が完成したばかりの広渡小学校で今年の盆踊り大会がありましたので、以前とちがって明るいうちで、会場のあちこちでなつかしい人とお出合っ顔をはほころばせる人達や、はずかしいのか笠で顔をかくす踊り子さんがいたりして、夜おそくまでにぎわいました。